

盛岡市障がい者グループホーム 開設のてびき



盛岡市広報キャラクター モリィ

平成30年8月

盛岡市保健福祉部障がい福祉課

この資料は、平成30年8月現在の制度等に基づき作成したものです。
今後変更の可能性があるので留意してください。

盛岡市公式ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>
トップページ→健康・福祉→障がい者福祉→事業者の方へお知らせ→
マニュアル等

目次

～はじめに～	1
I. グループホームの概要	
1. グループホームとは	2
2. グループホームの種類	2
3. グループホームの運営主体となるのは？	2
4. 運営に係るお金は？	2
5. 土地や建物の要件は？	3
6. 必要な人員配置は？	3
7. グループホームを利用するには	4
8. 一日の流れ	5
9. 指定申請の流れ	6
10. 開設までの流れ	7
II. サービス報酬について	8
III. 指定基準	12
1. 人員基準	15
2. 設備基準	18
3. 運営基準や運営上の留意事項	20
IV. 短期入所との一体的な運営について	30
V. グループホームの評価	32
VI. 運営の工夫・取組の参考例	33

～はじめに～

グループホームは、障がいのある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場であり、支援の必要な障がい者が地域で暮らす上で大きな役割を果たしています。

また、ノーマライゼーションの理念にのっとり、入所施設や精神科病院から地域生活への移行が推進される中で、グループホームは地域における障がい者の居住の場として、障がい者施策の要となっています。

盛岡市では、盛岡市総合計画の基本構想に掲げる「人がいきいきと暮らすまちづくり」の実現に向け「障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現」を基本理念として、様々な取り組みを行っています。

このてびきは、グループホームの開設を検討する際の参考として活用いただくために制度の概要について記載したものです。開設・運営等の詳細については、各指定基準を確認してください。また、既設のグループホームにおいても、事業運営の参考として御活用いただければ幸いです。

1. グループホームの概要

1. グループホームとは

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者が、世話人等の支援を受けながら、地域の集合住宅、一戸建て住宅において複数人で共同生活する居住の場であり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に位置づけられた障害福祉サービスです。

グループホームは、障がい者が地域社会とのつながりの中で主体的に生活できるよう障がい者の生活全体を支えるものであり、また、命を預かる支援です。

単なる下宿や寄宿舍とは違い、指定基準に基づき支援をする必要があります。基準に則って支援することに対して給付費が支払われます。公費が投入される事業であることから、事業者には公正な運営をすることが求められます。

事業者の皆様におかれましては、これらの点を踏まえた上で開設を検討いただきますようお願いいたします。

2. グループホームの種類

① 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

介護サービスを提供するにあたり、事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に介護サービスを委託します。

② 指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所（旧ケアホーム型）

介護サービスを事業者自らが提供します。

③ 日中サービス支援型共同生活援助事業所

①②よりも手厚い人員配置となっており、重度の障害者等に対して常時の支援体制が確保されています。

3. グループホームの運営主体となるのは？

グループホームを運営するためには、法人格を有する必要があります。

また、グループホームを運営しようとする事業者は事前に内容を申請し、事業所ごとに指定を受ける必要があります。岩手県の場合、主たる事業所所在地が盛岡市内の場合は盛岡市が、盛岡市以外の場合は岩手県（申請先は所管の振興局）が指定します。

4. 運営にかかるお金は？

グループホームの運営は、障害福祉サービスを利用する障がい者に対し市町村から支給される「給付費」と利用者本人が負担する負担金をもとに行います。

※ 給付費は、利用するサービスに応じて市町村から利用者に支給されるものですが、実際には代理受領方式により、サービスを提供する事業者が市町村から本人負担金（基本的には報酬単価の1割）を差し引いた額の支払いを受けます。

なお、この支払いは、市町村から支払い事務の委託を受けた岩手県国民健康保険団体連合会（国保連）を経由して行われます。

グループホームの事業者は、上記以外に家賃、食費、光熱水費の費用について実費相当額を利用者本人から徴収することができます。（低所得者については家賃補助制度があります。）

【利用者負担について】

障害福祉サービスを利用すると、原則として本人は報酬単価の1割を支払うこととなっていますが、所得に応じて負担額の上限額が決められています。

＜グループホーム利用者のひと月あたりの負担上限額＞

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
上記以外	37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲：障がい者とその配偶者

※ 上記の負担上限月額は「グループホーム利用に係る自己負担額」と「グループホーム以外の障害福祉サービス利用に係る自己負担額」を合算した際の金額となります。複数サービスの利用料を把握し、上限額を超える負担が発生しないように管理することを「上限管理」といい、利用者がグループホームを利用している場合は、その事業者が上限管理を行います。（利用者負担月額が0円の場合は上限管理する必要はありません。）

5. 土地や建物の要件は？

- アパート、マンション、一戸建て等。賃貸・法人自己所有どちらでもかまいません。ただし、社会福祉法人が、国や地方公共団体以外の者から土地・建物の貸与を受ける場合、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記する必要があります。
- 定員分の個室が必要です。個室の広さは収納設備を除き 7.43 m²（四畳半）以上必要です。
- 設備として、玄関、台所、洗面所、浴室、居間（食堂）等が必要です。
- 市街化調整区域の場合は都市計画法上の開発協議が必要です。建物は、建築基準法や消防法に適合している必要があります。

6. 必要な人員配置は？

管理者、サービス管理責任者、世話人が必要です。介護サービス包括型のグループホームを運営する場合（障害支援区分3以上の利用者がある場合）にはさらに生活支援員の配置が必要です。

- サービス管理責任者は実務経験や研修の受講が要件となっています。
- 必要となる従業員の人数は、定員や利用者の障害支援区分により変わります。

7. グループホームを利用するには

グループホームを利用するためには、まず入居希望者が居住地の市町村に申請し、認定調査を受ける必要があります。（入浴、排せつ及び食事等の介護を必要とする場合には障害支援区分認定も併せて受ける必要があります。）その際、申請者は「サービス等利用計画案」を市町村に提出します。市町村は、計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。

その後、グループホームを運営する事業者と入居者が直接契約を結びます。

【サービス等利用計画】

障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者（児）の自立した生活を支えるため、抱える課題の解決や適切なサービス利用について検討し作成される総合的な支援計画を指します。

グループホーム事業者が作成しなければならない「個別支援計画」はグループホームにおける支援計画であり、サービス等利用計画とは異なります。

【障害支援区分とは】

支援の必要な度合いにより非該当から区分6までに分けられます（最も介護度が高いのは区分6）。区分認定の有効期間は3年を基本としていますが、状況に応じて3カ月以上3年未満の有効期間が決められる場合もあります。

体験入居について（平成21年4月～）

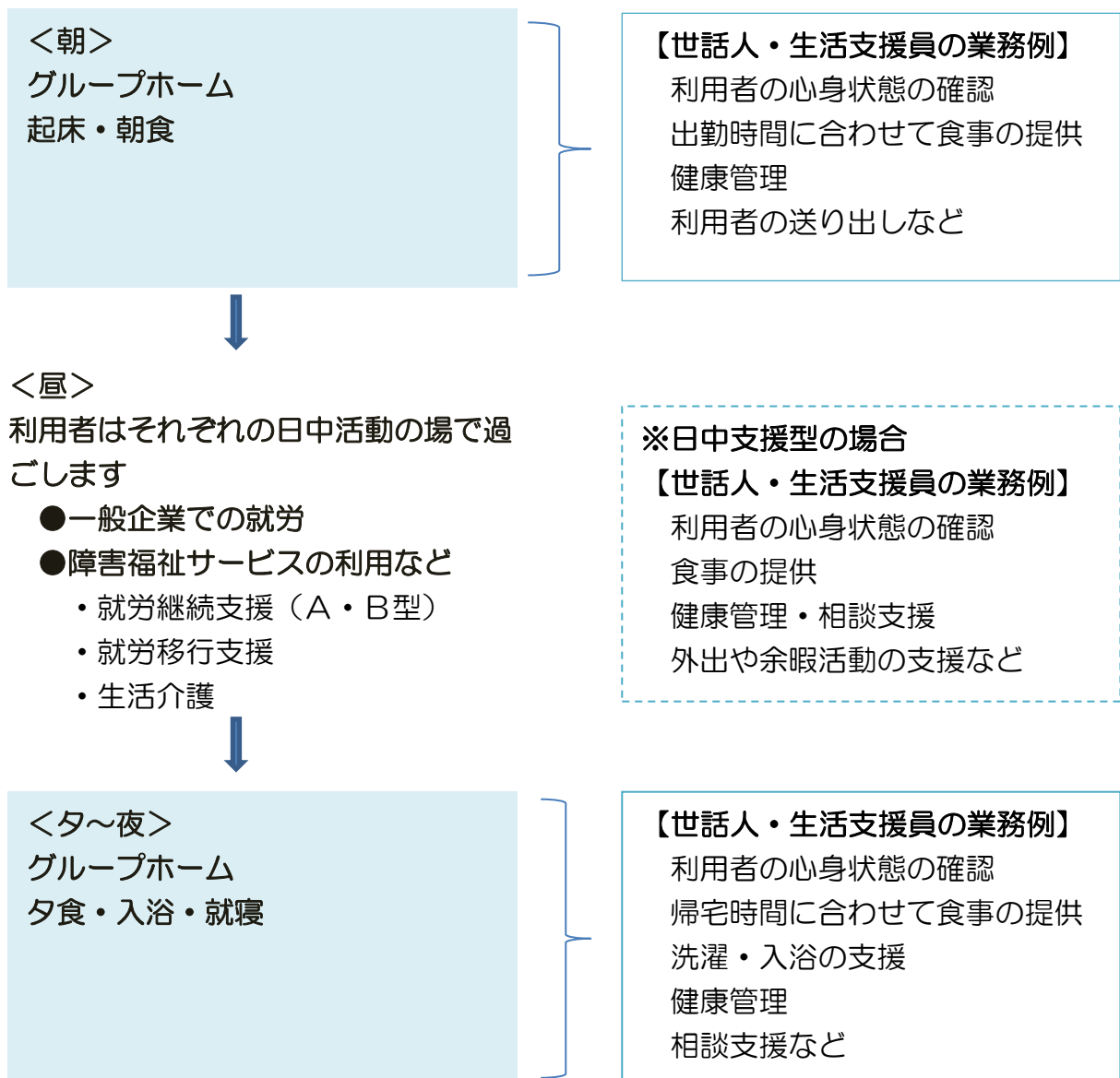
- 入所施設・病院生活から退所・退院し、地域で暮らしたい。
- 家族と離れて暮らしたことがないが、将来的にグループホームへの入居を検討している。

このような場合に、短期間の体験利用を提供することができます。

＜サービス提供条件＞

- ・グループホームの利用定員の範囲内で実施することになります。
- ・通常の利用と同様に、市町村の支給決定等の手続きが必要です。（家賃助成の対象となります。）
- ・一時的な利用であるため、1回あたり連続30日以内かつ年間50日以内に限定されています。
- ・利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居室を体験入居に供することはできません。
- ・運営規程にある「共同生活援助の内容」の項目に「体験利用の実施」を追加する必要があります。

8. 一日の流れ



～その他の業務～

- ・個別支援計画の作成，モニタリング（少なくとも6カ月に1度）
：サービス管理責任者の業務
- ・日常生活の援助
：掃除，家事等の介助・市町村等への手続き・家族との調整
- ・金銭管理の援助：生活費等の管理の支援
- ・緊急対応：休日，夜間の支援・防災・急病に関する業務
- ・余暇活動の援助：季節行事やレクリエーション参加への支援
- ・関係機関との連絡：関係機関との会議・近隣や自治体との関係づくり
- ・施設等運営に関わること：会計事務・支援員の調整

※ 業務内容はあくまでも一例です。利用者個人に合わせた支援が必要です。

9. 指定申請の流れ

- 定款にある「目的」の項目に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」と記載する必要があります。
- 事業計画等を立案後、事前協議（要予約）し、指定を受けるための書類や資料などを指定申請の窓口へ提出してください。
- 申請受付後、1カ月半程度（補正に要する期間は除く）指定審査を行います。なお、指定日（事業開始が可能となる日）は原則として毎月1日となります。
- 建物の使用開始前に建築基準法に基づく検査や、所在地の消防署への「防火対象物使用開始届」の提出が必要です。なお、市街化調整区域では都市計画法上の開発協議が必要です。
- 「日中サービス支援型」の指定申請を行う場合、事前に協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事へ提出する必要がある場合もあります。

<申請書提出先>

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市保健福祉部障がい福祉課
電話 019-613-8296

その他の関係機関

● NPO法人の設立など

- ・ 県内に主たる事務所の所在地があり、県内の市町村の区域を超えて事業を行う場合 → 盛岡広域振興局経営企画部企画推進課

〒020-8570 岩手県内丸11番1号 TEL：019-629-6670

<http://www.pref.iwate.jp/npo/index.html>

- ・ 盛岡市内でのみ事業運営する場合 → 盛岡市市民部市民協働推進課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 TEL：019-625-7535

http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/npo_katsudo/

● 社会福祉法人の設立など

- ・ 県内に主たる事務所の所在地があり、県内の市町村の区域を超えて事業を行う場合。町村に主たる事務所の所在地があり、事業が県の区域を超えない場合 → 岩手県保健福祉部地域福祉課

<http://www.pref.iwate.jp/fukushi/houjinshidou>

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 TEL：019-629-5438

- ・ 盛岡市内でのみ事業運営する場合 → 盛岡市保健福祉部地域福祉課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 TEL：019-613-8342

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/chiikifukushi/hojin/index.html>

● 株式会社、合同会社、一般法人設立など → 盛岡地方法務局

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

TEL：019-624-1141

<http://houmukyoku.moj.go.jp/morioka/index.html>

10. 開設までの流れ

1.事業の構想を練りましょう … 指定基準を満たしていますか？

- どんなグループホームにしたいですか？
- 法人格は持っていますか？
- 定款に障害福祉サービス事業を行う旨の記載はありますか？（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業）



2.事業計画を立てましょう

- 入居定員は何名にしますか？（最低4人以上，10人まで）
- バックアップ施設は近くにありますか？
- 収支の見込みは立っていますか？
- 医療機関との提携はできますか？



3.不動産物件を探しましょう … 設置基準を満たしていますか？

- グループホームを立てられる場所ですか？（盛岡市都市計画課に確認）
- 建築基準や建物用途は適合していますか？（盛岡市建築指導課に確認）
- 最寄りの消防署に相談しましたか？
- 町内会に挨拶しましたか？
- 賃貸の場合，大家さんと調整していますか？



4.人材を確保しましょう

- 基準上必要な職員について雇用（又は委託）契約を結び，健康診断や研修を実施しましたか？
- 土日等の人員も確保できましたか？



5.事業開始の準備をしましょう

- 指定機関（振興局又は盛岡市）に事前協議の予約はしましたか？
- 提出書類は準備できましたか？（指定希望日の1箇半月前までに提出）
- 生活用品・帳簿・個人記録等は準備できましたか？



6. 事業開始 入居者を募集しましょう

Ⅱ. サービス報酬について

【基本となる報酬の考え方】

指定を受けた事業者は、グループホームのサービスを提供した日数に応じて報酬（訓練等給付）を受けることができます。

報酬は、日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービス等を提供することに対して支払われるものです。

土・日・祝日も平日と同じ報酬単価となっていますので、平日と同じように支援する必要があります。全く支援しない日については報酬請求できません。

報酬の額は、国が示している報酬告示に定められています。

報酬の請求は、原則、国民健康保険団体連合会を経由して行うこととなります。指定を受けると、国民健康保険団体連合会から資料が送られてきますので、必要な手続きを行い、パソコン等を利用して請求します。なお、給付費の振り込みはサービス提供月の2カ月後になります。（4月サービス提供分は5月上旬に請求し、6月15日に振り込まれます。（15日が土・日・祝日の場合は翌営業日に振り込まれます。）

1単位あたりの金額は地域によって異なりますが、岩手県内は1単位＝10円です。

また、専門職員の配置や、夜間支援等に対する各種加算があります。

なお、指定基準に定める基準を満たしていない場合（サービス提供職員の欠如、サービス管理責任者の欠如、共同生活援助計画未作成）や、住居の規模が一定以上の場合には報酬が減算（それぞれ基本単位数の5%～50%相当を減算）されますので、御注意ください。

【家賃助成制度】

「生活保護」又は「市町村民税非課税世帯」に属する障がい者の方がグループホームを利用する場合に発生する家賃の一部または全部に対して、「特定障害者特別給付費（補足給付）」の助成があります。助成額は、月々の家賃額か1万円のいずれか低い方の金額です。

グループホームの新規利用に係る申請の際には、支給決定市町村に家賃証明書を提出してください。市町村において、受給者証に助成額（特定障害者特別給付費）を記載します。

なお、月途中の入居により、入居した月の家賃が、受給者証に記載されている特定障害者特別給付費の額に満たない場合等については、事業者は実際の家賃に基づき特定障害者特別給付費に係る報酬請求を行ってください。

【報酬単価】

グループホームの報酬単価は、「共同生活援助サービス費」（単価表1）「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」（単価表2）「外部サービス利用型共同生活援助サービス費」（単価表3）の3つがあります。

誤った単価で算定しないよう注意してください。

● 介護サービス包括型の一人あたりの報酬単価（単価表1）

区分	算定要件 (世話人の 配置基準 等)	障害支援 区分	報酬単価 (単位/日)	生活支援員の 配置基準 (常勤換算)	サービス管理 責任者配置基準 (常勤換算)
共同生活援助 サービス費 (I)	世話人を 4:1以上 配置	区分6	661	2.5:1以上	30:1以上
		区分5	547	4:1以上	
		区分4	467	6:1以上	
		区分3	381	9:1以上	
		区分2	292	—	
		区分1以下	242	—	
共同生活援助 サービス費 (II)	世話人を 5:1以上 配置	区分6	611	2.5:1以上	
		区分5	496	4:1以上	
		区分4	417	6:1以上	
		区分3	331	9:1以上	
		区分2	242	—	
		区分1以下	198	—	
共同生活援助 サービス費 (III)	世話人を 6:1以上 配置	区分6	578	2.5:1以上	
		区分5	463	4:1以上	
		区分4	383	6:1以上	
		区分3	298	9:1以上	
		区分2	209	—	
		区分1以下	170	—	
共同生活援助 サービス費 (IV)	体験利用	区分6	691	2.5:1以上	
		区分5	577	4:1以上	
		区分4	497	6:1以上	
		区分3	411	9:1以上	
		区分2	322	—	
		区分1以下	272	—	

* 特例として個人単位で居宅介護等を利用する場合は、別途報酬が設定されています。

● 日中サービス支援型の一人あたりの報酬単価（単価表2）

区分	算定要件 (世話人の 配置基準 等)	障害支援 区分	報酬単価 (単位/日)	生活支援員の 配置基準 (常勤換算)	サービス管理 責任者配置基準 (常勤換算)
日中サービス支援型 共同生活援助 サービス費（Ⅰ）	世話人を 3：1以上 配置	区分6	1,098	2.5：1以上	30：1以上
		区分5	982	4：1以上	
		区分4	901	6：1以上	
		区分3	717	9：1以上	
日中サービス支援型 共同生活援助 サービス費（Ⅱ）	世話人を 4：1以上 配置	区分6	1,014	2.5：1以上	
		区分5	898	4：1以上	
		区分4	816	6：1以上	
		区分3	633	9：1以上	
日中サービス支援型 共同生活援助 サービス費（Ⅲ）	世話人を 5：1以上 配置	区分6	963	2.5：1以上	
		区分5	846	4：1以上	
		区分4	765	6：1以上	
		区分3	582	9：1以上	
日中サービス支援型 共同生活援助 サービス費（Ⅳ）	体験利用	区分6	1,128	2.5：1以上	
		区分5	1,012	4：1以上	
		区分4	931	6：1以上	
		区分3	747	9：1以上	

<日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合>

算定要件 (世話人の 配置基準等)	障害支援 区分	報酬単価 (単位/日)	生活支援員の 配置基準 (常勤換算)	サービス管理 責任者配置基準 (常勤換算)
世話人を 3：1以上 配置	区分6	904	2.5：1以上	30：1以上
	区分5	788	4：1以上	
	区分4	707	6：1以上	
	区分3	620	9：1以上	
	区分2	456	—	
	区分1以下	397	—	
世話人を 4：1以上 配置	区分6	820	2.5：1以上	
	区分5	704	4：1以上	
	区分4	622	6：1以上	
	区分3	536	9：1以上	
	区分2	371	—	
	区分1以下	321	—	

算定要件 (世話人の 配置基準等)	障害支援 区分	報酬単価 (単位/日)	生活支援員の 配置基準 (常勤換算)	サービス管理 責任者配置基準 (常勤換算)
世話人を 5:1以上 配置	区分6	769	2.5:1以上	30:1以上
	区分5	652	4:1以上	
	区分4	571	6:1以上	
	区分3	485	9:1以上	
	区分2	321	—	
	区分1以下	277	—	
体験利用	区分6	934	2.5:1以上	
	区分5	818	4:1以上	
	区分4	737	6:1以上	
	区分3	650	9:1以上	
	区分2	486	—	
	区分1以下	427	—	

* 特例として個人単位で居宅介護等を利用する場合は、別途報酬が設定されています。

● 外部サービス利用型の一人あたりの報酬単価（単価表3）

区分	算定要件 (世話人の配置基準等)	報酬単価 (単位/日)	サービス管理 責任者配置基準 (常勤換算)
外部サービス利用型 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	世話人を4:1 以上配置	242	30:1以上
外部サービス利用型 共同生活援助サービス費（Ⅱ）	世話人を5:1 以上配置	198	
外部サービス利用型 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	世話人を6:1 以上配置	170	
外部サービス利用型 共同生活援助サービス費（Ⅳ）	世話人を10:1 以上配置	113	
外部サービス利用型 共同生活援助サービス費（Ⅴ）	体験利用	272	

* 外部サービス利用型で受託居宅介護サービスを実施する場合は、別途報酬が設定されています。

* 受託居宅介護サービスの支給量は、障害支援区分等に応じて市町村が決定します。

● その他

- 住居の規模が一定以上の場合等は減算の規定があります。
 - ・住居の定員が8人以上 →5%減算（事業所ではなく住居定員で判定）
 - ・住居の定員が21人以上→7%減算（事業所ではなく住居定員で判定）
 - ・一体的な運営が行われている住居の定員（サテライト型を含む）21人以上 →5%減算
- ＊ 一体的な運営が行われている住居とは ＊
同一敷地内又は近接的な位置関係にある住居で且つ世話人又は生活支援員の勤務体制が住居間で明確に区分されていない住居をいう。近接的な位置関係とは、住居が隣接して設置されている場合又は住居を隔てる公道等に住居の敷地が面している場合等のこと。
- 専門職員の配置や夜間支援体制等に応じて以下の加算があります。
福祉専門職員配置等加算，視覚・聴覚言語障害者支援体制加算，看護職員配置加算，夜間支援等体制加算，夜勤職員加配加算，重度障害者支援加算，日中支援加算，自立生活支援加算，入院時支援特別加算，長期入院時支援特別加算，帰宅時支援加算，長期帰宅時支援加算，地域生活移行個別支援特別加算，精神障害者地域移行特別加算，強度行動障害者地域移行特別加算，医療連携体制加算，通勤者生活支援加算，福祉・介護職員処遇改善加算，福祉・介護職員処遇改善特別加算

※サービス報酬の単価等に係る規定

サービス報酬については、その算定要件が国の告示や通知で詳細に定められています。現行の報酬単価は主として以下の告示等によるものです。

【報酬告示】（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

【報酬の留意事項通知】（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

新たに加算を算定する場合の加算の適用日は概ね下記のとおりですので、提出日に留意してください。

- ・15日までに届出書を提出したのものについては、翌月から適用
- ・16日以降に届出書を提出したのものについては、翌々月から適用
- ・福祉介護職員処遇改善（特別）加算については、加算を算定しようとする月の前々月の末日までに届出書を提出。

なお、加算要件を満たさなくなった場合は、要件を欠いた日から適用外となりますので留意願います。

Ⅲ. 指定基準

<p>利用者</p>	<p>身体・知的・精神障がい者，難病患者。 障害支援区分に関わらず支援対象。 ※身体障がい者は，65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。</p> <p>【障害支援区分認定手続きが必要な者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型事業所 ・介護サービス包括型事業所 →入浴，排せつ又は食事等の介護を希望する場合 （障害支援区分により報酬単価が変わる。） ・外部サービス利用型事業所 →受託居宅介護サービスを希望する場合
<p>サービス内容</p>	<p>地域において自立した生活を営むため，家事や相談など必要な日常生活上の援助を行う。 入浴や食事の介護等のサービスも提供する。</p>
<p>運営主体</p>	<p>社会福祉法人や医療法人，NPO法人など法人格が必要。 夜間や休日を含めて，緊急時など必要な時に適切な支援体制が確保できること。</p>
<p>運営形態</p>	<p>共同生活住居の形態は，一戸建てやマンション等。 30分圏内であれば，複数の住居をまとめて一事業所として運営可能。</p> <p>1事業所の利用定員は4人以上</p> <p>各共同生活住居の利用定員 新規建物：2人以上10人以下 既存建物：2人以上20人以下</p> <p>※サテライト型は定員1人 （1つの共同生活住居に2カ所を限度）</p>

※対象者について

従来，利用対象者は知的障がい者又は精神障がい者のみでしたが，平成21年10月より身体障がい者も対象となりました。

【指定の単位】

個々の共同生活住居ごとに行うのではなく、一定の地域内（主たる事業所から他の共同生活住居までが、概ね 30 分以内で移動可能な範囲）に所在する 1 以上の共同生活住居を 1 事業所として指定します。

- 平成 30 年 4 月以降新たに指定を受ける場合は、①介護サービス包括型、②日中サービス支援型、③外部サービス利用型のいずれかの指定を受けることとなります。また、平成 26 年 4 月に現にケアホーム又はグループホームの指定を受けている者は共同生活援助の指定を受けているものとみなされません。
- 定員は、1 住居当たり 2～10 人で、かつ事業所全体として（各共同生活住居の入居定員の合計が）4 人以上必要です。

【共同生活住居とは】

「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、トイレ、浴室等を共有する 1 つの建物をいいます。

また、大規模住居における集団的処遇を規制する観点から、原則 1 つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することはできません。

ただし、日中サービス支援型において、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができます。この場合、一つの建物の入居定員の合計は 20 人以下です。

【サテライト型住居とは】

一人暮らしをしたいという利用者のニーズに応じ、また、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新しい支援形態としてユニットなど一定の基準を緩和した「サテライト型住居」が創設されました。

サテライト型住居は、共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人暮らしに近い形態をとるものです。

サテライト型住居の利用者は、一人暮らしに近い生活を送りながら、本体のグループホームで食事の支援を受けたり、本体ホームの余暇活動等に参加したりして過ごします。

対象者は「早期（原則3年以内）に一般住宅への移行が可能であると見込まれる者」です。（3年を超える支援を必要とする場合はその適否について市町村審査会に諮る必要があります。）

事業者は「サテライト型の利用者が一般住宅に移行後、安心して日常生活を営むことができるかどうか」について、関係機関と連携しながら定期的に検討するとともに、計画的に支援を行う必要があります。

サテライト型住居は、本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として指定するものですので、本体住居の職員が定期的（原則毎日）に巡回する必要がある、入居者が通常の手段により概ね 20 分で本体住居に移動が可能な距離である必要がある。

1つの本体住居に対して設置可能なサテライト住居は2カ所までです。ただし、本体住居が4人以下の場合は1カ所までとなります。

人員配置の上乗せはありませんので、本体住居の基本報酬と同水準になります。夜間職員の配置義務はありません。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則2人以上 10人以下(※)	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間・食堂等の、利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上 10人以下	—
設備	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営む上で必要な設備 サテライト型住居の利用者から、適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可） 	
居室の面積	収納設備を除き 7.43 m ²	
住居の箇所数上限	—	2戸 本体住居が4名以下の場合には1戸まで
距離条件	—	本体住居から 20分以内

※サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まない（事業所の利用定員には含む）

1. 人員基準

グループホームには、管理者、サービス管理責任者、世話人を配置する必要があります。

「介護サービス包括型」「日中サービス支援型」の場合には、上記人員に加え、生活支援員の配置が必要です。

指定基準上の配置とは、利用者の起床から就寝までの活動時間帯における配置を意味し、本体報酬で評価されることとなります。

(1) 指定基準上の人員配置

起床から就寝までの活動時間帯における配置 → 本体報酬で評価

- グループホームの世話人・生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として夜間時間帯を設定し、当該夜間時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保することが必要です。
- 夜勤職員や宿直職員の配置は、指定基準上必ずしも必要ではありません。（必要に応じて配置した場合は、別途届出を行うことにより加算報酬を受けることが可能です。）
- 複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要時間が定められているものではありません。
- ただし、複数の住居を持つ場合には、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性という観点から、住居ごとに専任の世話人を定める等の配慮を行ってください。

(2) 夜間における配置

夜間時間帯（就寝から起床まで） → 加算で評価

- 夜間における介護や緊急時の対応のため、指定基準に定められた世話人・生活支援員とは別に、夜間時間帯に従事する夜勤職員や宿直職員を配置する場合などは、報酬上、夜間支援体制加算を算定することができます。ただし、算定にあたっては、事前の届出が必要です。また、労働基準監督署への届出や許可も必要となりますので、あらかじめ確認を行ってください。なお、夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者に十分説明しておく必要があります。

<p>管 理 者</p>	<p>運営管理責任者で、従業者及び業務の一元的管理、従業者の指揮命令を行う。指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。事業所として適切なサービスを提供するために必要な知識と経験を有する者でなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤1人配置【管理上支障がない場合、他の職務との兼務可】 	
<p>サービス管理 責任者</p>	<p>個別支援計画の作成、日中活動の場との連絡調整などを行う。</p> <p>サービス管理責任者になるには、実務経験（取得資格及び業務内容により3～10年）及び都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者研修（第3分野：地域生活【身体・知的・精神】）の修了が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者30人ごとに1人配置。 <p>* 支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他事業所の従業者との兼務可。ただし、定員が20人以上である場合は、できる限り専従の者を確保するよう努めてください。</p>	
<p>世 話 人</p>	<p>個別支援計画に基づき、食事や掃除等の家事支援や、日常生活上の相談支援を行う。</p> <p>障がい者の福祉の増進に熱意があり、障がい者の日常生活を適切に支援する能力を有するものでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、利用者数を6で除した数以上を配置。 <p>（平成26年4月1日に既にある外部サービス利用型グループホームにおいては当分の間、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上を配置）</p>	
<p>介護サービスの 提供</p>	<p>【介護サービス包括型】 【日中サービス支援型】 当該事業所の従業者（生活支援員）が、介護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分3の利用者数を9で除した数 ・障害支援区分4の利用者数を6で除した数 ・障害支援区分5の利用者数を4で除した数 ・障害支援区分6の利用者数を2.5で除した数 <p>の合計数以上を配置</p>	<p>【外部サービス利用型】 外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託可（身体介護を伴うものに限る） 介護サービスの手配（アレンジメント）が必要</p>

【親族による勤務の制限】

利用者の親族がグループホームの職員として勤務することは、他の利用者や第三者から見て公平性に欠けるため、望ましくありません。特に直接処遇（世話人、生活支援員）については、利用者に対する接し方や対応の違いなどからくるトラブルを避けるため、原則認めておりません。

※ 休日・祝日の職員配置について

グループホームにおいては、継続性を重視したサービスの提供が必要であり、報酬単価も休日と平日に差があるものではないことから、平日と休日の人員配置に大きな差が出ないように勤務体制を確保する必要があります。

※ 報酬基準上の人員配置の確認について

人員配置を手厚くする（世話人の勤務時間を増やす）ことにより高い報酬単価が算定できます。職員の異動等に伴い、いつの間にか「市に届け出ている人員配置基準を満たしていなかった！」ということが起きないように、随時確認する必要があります。必要な従業者の人数や勤務時間数は前年度の利用者数の平均（延べ利用者数／開所日数）により算出するため、毎年度各事業者において確認する必要があります。

【世話人体制の工夫】

世話人は通常一人で支援に入る場合が多いため「相談できない孤独やプレッシャー」を抱えていると言われています。そのため「法人内でローテーションを組む」、「週末のパート体制を組む」等、世話人が法人組織の中の一員であるというチーム体制を作ることが大切です。

【健康管理】

事業主は被雇用者の安全や健康を管理する責任があります。（労働安全衛生法第66条）

事業主は、従業員に対し1年に1回は健康診断を受診するよう指導し、その結果を把握する必要があります。このことは、世話人の健康に留意した安定したグループホーム運営にもつながります。感染症のまん延を防止する意味でも健康管理は非常に重要です。

【メンタルヘルスについて】

世話人は「一人職場」であることが多いため、支援の困難さや、精神的疲労を周りの人と共有することが難しい状況にあります。法人の組織内で成功事例や困難事例を共有する仕組みを作り、スキルの向上や、世話人の焦り・疲労の緩和に努めましょう。

同じ地域内で活動する世話人同士で情報を共有する場を持ち、気持ちを分かち合うことも大切です。

2. 設備基準

立地場所	入所施設及び病院の敷地外が原則(地域移行型ホームを除く)。住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民と交流の機会が確保されること。
居室	1人一室(障がい者同士の夫婦など、特に必要と認められる場合は2人一室)の居室を確保し、居室面積は収納スペースを除き7.43㎡以上とすること。(カーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけでは居室と認めることはできません。各居室の入り口に鍵を設置することは義務付けられてはいませんが、利用者の支援上必要がある場合などには設置を検討してください。
その他	<p>ユニット(サテライト型住居)ごとに複数の居室、居間、台所、トイレ、洗面所、浴室、相互交流スペース(食堂・ダイニング等で可)を確保すること。共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。</p> <p>例：車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う</p> <p>さらにサテライト型の場合、利用者から適切に通報を受けることができる通信機器(携帯電話可)を設ける必要があります。</p>

【設備基準についての注意点】

※ 立地

市街化調整区域では都市計画法上の開発協議が必要です。

また、利用者に対して「家庭的な雰囲気の下、日常生活上の援助や介護を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する」観点から、日中活動の事業所の同一敷地内又は隣地に立地する建物へのグループホームの設置は、原則として認めていません。例外的に認める場合には、当該日中活動の事業所には通わないようにしていただく必要があります。

※ 建物

グループホームは一戸建て住宅、マンション、アパート等を使用して事業を行います。グループホームの趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりなどに配慮しましょう。ワンルームタイプのマンション・アパートなど複数の住戸を一つのグループホームとして使用する場合は、特に配慮が必要です。

延べ床面積が 100 m²を超えるグループホームは、建築基準法上の「寄宿舍」として取り扱われます。「寄宿舍」への用途変更の際には、一般住宅に求められていない防火間仕切り壁等の設置が必要となり、敷地内の通路幅、バルコニーの手すりの高さ、階段の蹴上げや踏面の寸法等が建築基準法等の関係法令に適合していなければなりません。

既存建物を障害福祉サービス事業所として使用する場合には、用途変更の手続きが必要となる場合があります。無届の増築をしたり、建築確認済証や検査済証等の建築確認書類がそろっていなかったりすると、用途変更の手続きができない場合があります。特に賃貸物件については、事前に貸主や建築士と打ち合わせを行い、当該建物で事業運営できるかの確認が必要です。

また、用途変更が不要な場合でも、現況が適法かどうか確認していただく必要があります。

これら建物に関することについては、建築士及び盛岡市都市整備部建築指導課に御相談ください。

また、建物用途により必要となる消防設備が変わりますので、併せて最寄りの消防署に御相談ください。

【防火安全対策について】

障がいの重い方が入居するグループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設）には、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練等が義務づけられています。

また、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器の設置が義務付けられています。

なお、平成 25 年度の消防法令の一部改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から、延べ床面積が 275 m²未満のグループホームであっても、準耐火構造の間仕切壁等が設置されるなどの延焼を抑制する機能を有しない施設において、介助がなければ避難できない者を主として入居させる場合には、スプリンクラーの設置が義務付けられることとなりました。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認していただき、対策を講じてください。

なお、法人すべてで非常災害に関する具体的な計画を策定、非常災害時の消防機関等への通報先の把握を行い、職員への周知を図ってください。また、定期的な避難訓練を実施してください。

3. 運営基準や運営上の留意事項

一日の大半を過ごす住まいの場が、居心地の良い場であるかどうかは、障がい者の QOL を高める上で重要なポイントとなります。

グループホームは共同生活の場ではありますが、一人ひとりの入居者にとってのプライベートなやすらぎの場であることが最優先されるべきであり、運営法人や世話人の考え方や価値観を押し付けるような場であってはなりません。

しかし、グループホームでの暮らしが、必ずしもその人にとっての最終目標になるとは限りません。障がいの有無に関わらず、どこでどのように暮らすのかを最終的に決めるのは自分自身であるはずで、アパートでの一人暮らし、自宅での家族との暮らし、入所施設での集団生活など、住まい方の希望やどの居住形態がその人に一番合っているかは、一人ひとり異なります。そうした意味からもグループホームは多様な支援のうちの形態という認識が必要です。

【なぜグループホームを設置するのか】

① 住み慣れた地域で暮らし続けるために

介護者の高齢化などで、自宅やアパートなどでの生活が難しくなった場合でも、障がいのある方が地域での生活を希望する場合には、できる限り住み慣れたまちで生活を続けられるように支援することが重要です。

② 入所施設や病院からの地域移行のために

現在入所施設に入居中の方や精神科病院に入院中の方の中には、地域での受け入れ態勢が整えば、もともと住み慣れた地域での生活を再開することが可能な方がいます。そのような方々の意向をくむためにもグループホームが必要です。

③ 家族からの自立のために

障がいのある方の生活は、同居する家族がその支援や介護の大部分を担う場合が多く、家族の負担が大きくなる一方で、障がいのある御本人の「自立したい」という思いに周囲の方が気づきにくいこともあるようです。また、自宅を離れて生活した経験がないため、家族にもしものことがあった場合に、地方の入所施設に入居せざるを得ないこともあります。将来のことを見据えて、自宅を離れて生活する経験をしておくため、体験の場としてもグループホームは活用できると考えられます。

【どのようなグループホームが求められるのか】

各運営法人の努力もあり、グループホームの数は少しずつ増えています。社会資源の量的な確保はもちろん大切ですが、支援内容やスタッフの専門性など、サービスの質の確保・向上を図ることも重要です。

今後求められるグループホームのサービス内容としては、以下のようなものが考えられます。

① より手厚い支援を必要とする障がい者への対応

障がい者の重度化，高齢化に伴い，より手厚い支援を必要とする方々をグループホームで受け入れられる態勢が必要となっています。視覚障がい者，車いす利用者等，身体障がい者向けのグループホームへのニーズも高まっています。また，医療面での支援を要する方や，障害支援区分が低くても，社会性の面でより多くの困難を抱える方等それぞれの障がい特性や状態に合わせて必要な支援を提供できるような専門性と力量が求められます。

② 週末や休日等を含めた支援体制

利用者が，週末自宅に帰ることも考えられますが，家族の高齢化や死別等により週末帰宅できない場合もあり，休日を含めた支援体制が必要となっ

てきています。事業者は，一年を通じた継続的な支援体制づくりを念頭に，必要に応じて他のサービスを適切に組み合わせながら，計画的に御本人の生活全体を支えていくことが必要です。

③ 人権の尊重

いかなる場合でも人権侵害は絶対にあってはならないことです。

グループホームでの暮らしは，世話人と利用者の関係が，密室的・閉鎖的に陥りやすい傾向があるといわれます。関係が密接になればなるほど，また支援に対しての想いが強いほど，お互いに求めるものとのギャップが生じやすく，時として人権侵害にあたるような食事や生活の制限や暴言・暴力などが行われる可能性が高くなると言われています。

グループホームの世話人は「人権の尊重」という倫理観を常に意識し，利用者の障がい特性や考え方を深く理解し，障がい者を支援していく者としての基本的な考え方を十分に認識することが必要です。

【利用者入居の際にやるべきこと】

① 受給者証の確認

事業者は、利用者の受給者証の有効期限や負担上限月額等を確認しましょう。確認した受給者証は、コピーをとって利用者の個別ファイルに入れておきましょう。

また、更新時期が近い利用者については、受給者証更新手続きを行っているか確認し、手続きを行っていない利用者については、手続きするよう促してください。

② 利用者の状況確認

支給決定市町村や計画相談支援事業者等と連携しつつ、他の障害福祉サービスの利用状況や保健医療サービスの利用状況なども、併せて確認することが重要です。利用者個々の状況に合った支援をするために、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等も把握するように努めてください。

③ 提供拒否の禁止

事業者は、正当な理由なく利用希望者の入居を拒むことはできません。正当な理由とは、以下のようなものです。

- ・利用者が定員に達している場合
- ・主たる対象とする障がい種別以外の者からの申し込みがあった場合
- ・入院治療が必要な場合

④ 入居説明、重要事項説明書、契約書、契約内容報告書

事業者は、適切なサービスを提供するため、入居前にあらかじめ利用申込者に対し、当該グループホーム事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制などの重要事項について、文書にて説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。

なお、説明にあたっては、パンフレットや説明書等により利用者の障がい特性に配慮するようにしてください。なお、重要事項説明書・契約書が複数枚にわたる場合は、袋とじをしてください。

契約後は、支給決定市町村に契約内容報告書を提出してください。

⑤ 個別支援計画の作成

サービス管理責任者は、利用者及びその家族の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえ、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、個別支援計画を作成しなければなりません。作成した個別支援計画については、利用者や家族にその内容を説明し、同意を得る必要があります。

日々の支援は、個別支援計画に沿って行います。個別支援計画は、少なくとも6カ月に1回以上の見直しが必要です。見直しの際は、単なる「焼き直し」

にならないよう、これまでの支援結果や見えてきた課題等を踏まえて作成してください。

グループホームでの支援を受けて生活し、自分でできることが増えてくれば、新しい住居を探して一人暮らしを希望する方もできます。また、就労や家族の転居などにより、同じグループホームで一生を過ごす方は多くはいません。同じグループホームで生活をしていくとしても、それぞれの能力において自分でできることを増やしていくことはとても大切なことです。

そのような利用者の自立に向けた将来設計や生活変化のイメージに対応するためにも、様々な視点から目標を設定した上で、それに向けて作成した支援計画を実行に移していくことが大切です。

【日中活動について】

平日の日中については、グループホームの利用者は主に、生活介護や就労継続支援等の日中活動事業所の利用や、一般就労をしています。

休日の日中については、必要に応じてグループホーム事業者が利用者個々にあった余暇の過ごし方を提案したり、旅行を企画するなど、利用者それぞれがその人らしく充実した余暇を過ごすことができるような支援をすることが望まれます。

【サービス提供の記録について】

グループホーム事業者は、利用者に対して提供したサービスの内容や利用者の状況等について日々記録する必要があります。記録した内容については、管理者やサービス管理責任者だけでなく、定期的に本人の確認を受けてください。

なお、ここでいうサービス提供の記録とは、支援者間での引継ぎを主たる目的とした「業務日誌」とは異なります。

<記録内容例示>

出勤・帰宅時間、服薬、食事提供有無、通院、入浴時間、掃除・洗濯の状況、検温等健康管理に関すること、金銭管理に関するやりとりの内容、外泊・入院の有無、外泊・入院の場合の連絡調整内容、日中活動先、保護者・実施主体等との連絡調整内容、相談支援内容、その日の様子、特記すべき事項

【男女別の支援について】

同じ住居において、利用者を同一の性別で統一しなければならないという基準はありませんが、異性の利用者が同じ住居に住むことによりトラブルが起きる可能性があります。

グループホームの事業者は、個別支援計画や必要な職員配置等対応について十分検討し、トラブルが起きないように配慮をする必要があります。また、入浴や排せつの介助などの介護が必要な利用者に対する支援については、同性介護であることが望まれます。

【運営規程】

グループホームの事業者は、事業所の適正な運営及び利用者に対する適切なサービス提供を確保するために、グループホームの事業所ごとに事業の運営に係る重要事項について運営規程を定めておかなければなりません。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 名称、所在地及び定員
住居ごとに記載が必要。定員には体験利用者も含まれる。
- ④ グループホームの支援内容、利用者から受領する費用の種類及びその額
(支援内容とは、利用者に対する相談援助、入浴・排せつ・食事等の介護、健康管理、金銭管理にかかる支援、緊急時の対応、就労先や障害福祉サービス事業者等との連絡調整など日常生活を営む上での必要な支援をいう。)
- ⑤ 入居にあたっての留意事項
- ⑥ 緊急時における対応方法
- ⑦ 非常災害対策
- ⑧ 主たる対象者
- ⑨ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑩ その他運営に関する重要事項

【掲示物】

住居内の見やすい場所に利用申込者等のサービスの選択に資すると認められる以下の事項を掲示（または、取り出しやすい場所へ設置）する必要があります。

- ・運営規程の概要
- ・従業者の勤務体制
- ・協力医療機関、協力歯科医療機関
- ・その他の利用者等サービスの選択に資すると認められる重要事項

【備品に係る負担】

居室に必要な備品は、収納設備を除き、原則利用者が用意するものとします。洗濯機、冷蔵庫、食器棚、ガス台等日常生活を送る上で必要な備品については、事業者の負担で用意する必要があります。

【利用者から徴収できる費用】

事業者は、利用者から下記のような費用を徴収することができます。

これらの支払いを求める場合は、費用についての説明を行い、利用者（場合によってはその家族）の同意を得る必要があります。また、費用の支払いを受けた事業者は、利用者に対して領収書を交付する必要があります。費用徴収に係るトラブル（支援者による横領等）が発生しないよう、記帳の徹底、複数人による管理体制の構築や鍵付きロッカーへの保管等細心の注意を払って確認・対応してください。

● 家賃

家賃の設定については、次に掲げる事項を総合的に勘案し、対外的に合理的な説明ができ、かつ障がい者が生活するうえで支障のない実費相当としてください。

賃借料、定員（住み込みの世話人有りの場合+1）、建物の建築費、建物の耐用年数、部屋の広さ、他ユニットとのバランス、周辺物件の時価 等

● 食費

ここでいう食費は食材料費のことであり、食事提供に係る人件費は食費に含まれません。また、食費については実費徴収でなければならず、先に食費を徴収する場合には定期的に精算する必要があります。

● 光熱水費

光熱水費については、建物全体分を定員で按分するなど、適切な設定にしてください。また、先に光熱水費を徴収する場合は定期的に精算する必要があります。

● 日用品費、その他の日常生活費

共有部屋で使用するトイレットペーパー、ビニール袋、洗剤等利用者全員が使用する消耗品費については、事業者の負担により準備する必要があります。利用者個々により必要となる物品や嗜好品については、実費を利用者から徴収することができます。

【金銭管理について】

利用者の中には、自分で金銭管理することが難しい方もいます。その場合、当該利用者の金銭管理について、家族による管理、権利擁護事業や後見人制度の活用等が考えられます。また、場合によっては、グループホーム事業者が利用者の金銭を管理することもあります。その場合は、グループホーム事業者として、金銭の入出金の手続等を明確にするため、預り金規定を定める必要があります。預り金規定に基づき金銭管理を行うほかに、ハンコ・通帳・キャッシュカードの保管方法の工夫や、複数人による管理、法人内部監査、本人確認の徹底によるチェック体制を整えることなどにより、不適切な金銭管理が行われないよう十分に留意してください。

【バックアップ施設】

グループホームにおけるサービス提供体制の確保、夜間などにおける緊急時の対応等のため、他の障害福祉サービス事業者など（通所施設等）関係機関との連携及び支援の体制を確保しなければなりません。このような支援を行う施設をバックアップ施設といい、緊急時等の支援体制が確立できると見込まれる事業所（遠距離の事業所や居宅介護事業所などはバックアップ施設になじみません）との連携及び支援体制を整える必要があります。

【協力医療機関】

グループホーム利用者の病状の急変等に備えるため、事業者はあらかじめ協力医療機関を定めておかなければなりません。これらは、できるだけグループホームから近距離にあることが望ましいです。

【他の事業所との連携】

事業者は地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者が充実した日常生活が営めるよう市町村や利用者の就労先、相談支援事業所、障害福祉サービス事業者等との密接な連携、連絡調整等に努めなければなりません。複数の法人が運営する複数のサービスを一人の利用者が複合的に利用することが一般的であるため、グループホームを運営する際には、関係機関との連携・ネットワークづくりが重要です。横の連携を密にし、利用者の生活全体を支えていくという視点が、これからのグループホームには欠かせません。

【地域との連携】

事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民やボランティア団体等と連携するなど、地域との交流に努めなければなりません。

【秘密保持】

事業者は、業務上知り得た利用者や家族の情報を漏らさないような対応が必要です。従業者や管理者が（退職後においても）業務上正当な理由なく情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければなりません。

また、他の事業者に対して、利用者や家族に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得る必要があります。

【利益等の供与】

事業者は、利用者や家族、従業者、他の障害福祉サービス事業者等から、入居に係る代償として金品その他財産上の利益を供与・收受してはなりません。

【苦情解決】

事業者は、苦情を受け付ける窓口の設置、苦情解決の体制及び手順等、必要な措置を講じる必要があります。措置の概要を事業所に掲示するのが望ましく、また、苦情を受け付けた場合は苦情の内容を記録しなければなりません。苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報源であるという認識に立ち、サービス改善に向けた取り組みを行うことが必要です。また、利用者等からの苦情にかかる市町村の行う調査に協力するとともに、指導や助言を受けた場合は、これに従い必要な改善を行うこととなります。

【事故防止】

事業者は、事故等の発生を防止するため、以下のような対策を徹底してください。

- ・利用者に対する支援状況の確認
- ・ヒヤリハット事例の分析
- ・事故防止マニュアルの作成・検討
- ・職員研修の実施

しかし、それでも下記のような事故が発生した場合は、速やかに行政への報告をしてください。

- ・死亡事故
- ・重症事故（骨折・転倒等）
- ・無断外出（警察・消防など他の機関が関わったもの、数日にわたるもの等）
- ・感染症の発生
- ・事件性のあるもの
- ・保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ・運営上の事故の発生（不正会計処理・送迎中の交通事故等）
- ・その他特に報告の必要があると事業者が判断したもの

事故報告には、事故の状況、事故に際して採った処置、今後の対応策について記録してください。なお、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければなりません。

【緊急時・世話人不在時・事故発生時の対応】

緊急事態に備え、緊急連絡先について、あらかじめ利用者に周知しておくことが必要です。また、緊急時等における対応のためにも、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要です。

世話人等が不在になる場合には、法人内で情報共有を図ったり、バックアップ施設に状況を知らせたりするなどの対応が望まれます。

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、事業所の指定機関、利用者の支給決定市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが必要です。

【虐待防止について】

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、障害福祉サービス事業所等に対する社会的信用を大きく損なうものです。事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応をしなければなりません。虐待に関わる取り組みについて、下記のとおり確認・徹底してください。

① 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制

- ・運営規程への定めと職員への周知
- ・虐待防止責任者を設置する等の体制整備
- ・虐待防止マニュアルの作成等

② 虐待防止のための継続的な取り組みについて

- ・人権意識、知識や技術向上のための研修の実施
- ・管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- ・事故報告書、ヒヤリハット報告書、自己チェック表の活用

③ 通報義務について

障がい者虐待（疑いを含む）については、障害者虐待防止法に基づき、市町村へ通報する義務があります。

【身体拘束等の禁止】

サービス提供にあたって、利用者の生命又は身体保護のため、緊急又はやむを得ない場合を除き、身体拘束等をしてはいけません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しておく必要があります。

【会計区分】

経理は、事業所ごとに区分するとともに、グループホームの会計とその他の事業の会計を区分しなくてはなりません。

【記録の整備】

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

以下に関わる記録は、サービスを提供した日から5年間は保存してください。

- ・個別支援計画
- ・サービス提供記録
- ・市町村への通知に係る記録
- ・身体拘束の記録
- ・苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【市への届出】

市に届出している内容に変更が生じた場合には、変更があった日から10日以内に、変更届出書と必要添付書類を提出する必要があります。

【事業廃止・休止】

運営上、事業所やユニットを廃止する、またはユニットの定員を減らさなければならぬ場合は、十分な配慮と注意が必要です。

- ① やむを得ない事情により、利用者にグループホームを退去していただく場合には、利用者や保護者に状況等を十分に説明することが重要です。また、利用者の転居先の確保が必要となりますので、転居先を調整してください。
- ② 補助金を利用して建物を建築、改修、又は備品を購入した場合は、財産処分制限というルールがあります。これは、補助をした官公庁の長の承認なしに建物を処分することを禁止しているものです。財産処分には、補助金等の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する、又は取り壊しなどが当てはまります。
なお、開設時にグループホームの居室として使用していた場所を事務室、世話人室、倉庫あるいは短期入所など他事業に用途変更することも原則禁じられています。
- ③ 事業所を休止・廃止するには、休止・廃止の1カ月前までに、廃止届と必要添付書類を提出する必要があります。

【現地確認・実地指導】

盛岡市では、新規指定時や実地指導時等に事業所に伺い、現地確認・書類確認をしておりますので、御協力をお願いいたします。

障害福祉サービスについては概ね3年に1度、実地指導を行います。

確認する内容は、指定基準（人員，設備，運営）や利用者処遇，会計，報酬請求等です。

場合によっては、行政上の処分（命令・指定取消）などが行われることもあります。このような事態にならないように、グループホーム運営事業者は、適切な運営を心がけてください。

事業別の自主点検票を盛岡市ホームページに掲載しておりますので、実地指導時のみならず、新規指定前から確認をお願いします。また、指定後も随時自主点検を行ってください。

IV. 短期入所との一体的な運営について

1. 短期入所とは

短期入所とは、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

入所施設やグループホームに併設して短期入所を行う場合や、マンションや一戸建て住居等を使用して短期入所を行う場合などが挙げられます。

2. グループホーム内で短期入所を行う

グループホーム内で短期入所を運営することができます。その場合、設備・人員等をグループホームと共用・兼務できる場合があります。

例えば、居室が5室あるユニットにおいて、4室をグループホームの居室として、1室を短期入所の居室として使用する場合などがあげられます。

なお、日中サービス支援型事業所の場合、短期入所を併設していることが実施主体となる要件となっています。

3. 短期入所の種類

(1) 併設型事業所

グループホームに併設され、グループホームと短期入所を一体的に運営する事業所。短期入所専用の居室を設けるものです。

(2) 空床利用型事業所

グループホームにおいて、利用者に利用されていない居室を利用して短期入所サービスを行う事業所。

(3) 単独型事業所

単独型事業所の基準を満たしている事業所。例えば、居室の広さは8㎡以上で短期入所専用の居室であること等の設備基準があります。

※ 従来グループホームにおいて短期入所を行う場合、単独型事業所のみ実施可能でしたが、平成24年4月から、併設型、空床型事業所も実施できるようになりました。

4. 設備体制（短期入所との兼用）

短期入所事業所との共用設備として、グループホームのリビング、キッチン、浴室、洗面、トイレなどを使用することができます。

5. 人員体制（短期入所との兼務）

○ 管理者

管理者は常勤でかつ原則として当該事業所の専従として管理業務等に従事する必要があります。ただし、当該事業所の管理業務に支障がなければ、他の職務との兼務、あるいは他の事業所の従業者を兼務することが可能です。

○ 生活支援員

グループホームの世話人や生活支援員と兼務することが可能です。その場合グループホームと短期入所の定員を合わせた人数での職員配置が必要となります。

※ 夜間などのグループホームのサービス提供時間以外は、短期入所の基準での職員配置が必要となります。

※ 単独型事業所において夜間に配置している職員は、グループホームの加算の対象となっている夜間支援員を兼務することができません。

V. グループホームの評価

事業者には、良質なサービスを利用者へ提供していくことが求められています。そのため、事業者におけるサービス水準を保持すること、またサービスを改善していくことが大切です。サービスの評価は、こうしたサービス水準の保持やサービスの改善に対して有効な手法です。

1. 自己評価

自己評価は、事業者自身があらかじめ設定した評価項目に対して行います。

評価後に劣っていた評価項目について改善策を設け、また優れていた評価項目についても保持していけるかなどを確認します。改善する内容によっては、期間を要する場合もあり、自己評価を継続的に実施していくことが大切です。なお、評価については、特定の人だけではなく異なる人が違う視点で実施することが効果的な場合もあります。また、評価した内容や改善策などを、利用者やその関係者に示すことにより、自己評価の透明性や具体性はより増します。

2. 利用者による評価

グループホームにおいては、利用者がサービスに対して何でも言える仕組みや環境が特に重要です。利用者が直接的に言えない場合もありますので、例えば匿名で〇×式のアンケートを実施するなど、利用者からの意見を聞くことができる仕組みを整えておかなければなりません。また、家族や支援者から意見を聞く機会を設けることも重要です。利用者などからの意見に対しては、改善できない場合でもきちんと説明し、理解を得ておかなければなりません。

利用者からの意見の中には苦情的な内容もあります。一人の担当者が判断し、対応するということがないように、グループホームにおける苦情相談窓口を明確にする必要があります。第三者委員を設置し、苦情対応を行っている法人もあります。利用者などからの苦情は、事業者にとっては耳の痛いことかもしれませんが、サービスを改善するための糧として適切に対応することが大切です。

3. 第三者評価

サービスの評価は、公正・中立な立場で行われることが重要です。中立的な立場から評価を行う機関として、第三者評価機関があります。

これは、事業者と第三者評価機関が評価契約を結び、利用者、家族、事業者、職員への聞き取り、自己評価などさまざまな観点で評価を行い、その結果を公表するものです。

4. 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

(日中サービス支援型事業所の場合)

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

VI. 運営の工夫・取組の参考例

● ニーズに応じた支援

- ・利用者一人一人のオーダメイド支援を目指した取組み
- ・苦手な食材の調理方法・味付け等を工夫

● 日中支援事業所（通所事業所）との連携

- ・定期的に情報交換会・交流会（世話人との会・保護者会）を開催し、連携を深めている

● 利用者の健康管理

- ・生活習慣病対策としてスポーツ行事の実施とメニューの工夫

● 余暇支援

- ・月2回余暇促進日を設定
- ・レクリエーション大会，外出等のイベントを実施
- ・楽器やスポーツ等職員の特技を活かした余暇支援の実施

● 地域交流

- ・地域の大掃除や奉仕作業，祭りや座談会等に積極的に参加

● 研修の開催

- ・事業所内研修（世話人研修等）の開催

● 事業所間での交流

- ・他事業所見学等により横の連携を深める

